

# 新潟県SDGs推進企業登録制度 登録申請の手引き



令和8年7月

新潟県

(Ver. 1.0)

## 目次

1	はじめに	2
(1)	本書の趣旨	2
(2)	SDGs達成に取り組む意義	2
2	新潟県SDGs推進企業登録制度の概要	3
(1)	制度の趣旨	3
(2)	登録の対象・要件・有効期間	3
(3)	登録のメリット	4
(4)	必要な手続	5
(5)	「新潟県SDGs推進建設企業登録制度」(旧制度)との関係について	5
3	登録申請	7
(1)	様式第1号「新潟県SDGs推進企業登録申請書」	7
(2)	様式第2号「SDGs達成に向けた宣言書」	8
(3)	様式第3号「SDGs達成に向けた具体的な取組」	9
(4)	様式第4号「SDGs達成に向けた宣言書」	16
4	登録後の進捗状況報告	17
5	登録更新申請	19
6	登録変更届出	20
7	登録の辞退	21

# 1 はじめに

## (1) 本書の趣旨

「新潟県SDGs推進企業登録制度」は、持続可能な社会の実現に向けた具体的な取組を行う県内の企業・団体等を登録し、その活動を県が支援する制度です。

本書では、SDGs達成に取り組む意義、本制度の概要に加え、登録申請や登録後において必要な具体的手続について、まとめています。

新規に登録を受けたい場合や登録後は、本書に記載している内容をよく確認し、所定の手続をとっていただくようお願いいたします。

## (2) SDGs達成に取り組む意義

○SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、持続可能な開発のために国連が定めた国際目標です。SDGsは、2030年までに世界において解決すべき17のゴールと、各ゴール達成に向けた具体的な取組を示した169のターゲットから構成されています。地球上の「誰一人取り残さない」という理念のもと、行政や企業、各団体、個人において目標達成に向けた取組が進められています。

SDGsは、以下に示しているように、飢餓や貧困、人権侵害、気候変動、生物多様性の損失などといった、世界が直面する様々な課題を対象にしており、環境・社会・経済の3つの側面でバランス良く作成されています。

17のゴールと169のターゲットの詳細は、以下などをご参照ください。

<https://www.ungc.jn.org/sdgs/goals/index.html>

【SDGsの17のゴール】



○SDGsに取り組む意義 (特に企業に取り組む意義)

SDGsは特定の主体の活動により実現するものではなく、行政、企業、各団体、個人において、その目標達成に向けた取組が進められるものです。

そして、SDGsの達成に向けた取組が、企業にとっての持続可能性を高めることにつながり得るようになってきており、SDGsの普及とともに、市場や取引先からのニーズとして、SDGsへの対応が求められるようになってきています。

### なぜ、SDGsなのか? それは・・・

- ◆ **パリ協定**の採択、拡大する**ESG投資**など、世界の潮流が変わり始めている
- ◆ 日本でも、政府によるローカルSDGsの推進、経団連や商工会議所・青年会議所によるSDGsの取組推進、持続可能な調達ニーズの高まりと、機が熟しつつある
- ◆ **社会課題解決の新しいプレーヤー**として企業が注目されている

大企業や自治体で、社会課題解決に向けた戦略的な取組が創発され、  
そして取引のあるすべての企業もその渦中へ・・・

### ■SDGsが示した潜在的マーケット

SDGsは全世界が合意した**2030年の未来像**を示すものであり、未来像と現在のギャップを埋めるためには**イノベーションが必要**となります。

SDGsが掲げる169のターゲットは、今後、変化が起きる領域でもあり、ビジネスにおいても**新たな需要**があると読むことができます。

このように、SDGsによって、**足りないものが見える**ようになり、世界には巨大な潜在的マーケットがあることが示されました。

今、世界中の各国政府、NGO、NPO、研究機関、大学などとともに、企業もSDGsの達成に向けて動き始めており、それがビジネスのあり方にも大きな影響を与えています。

SDGsによってもたらされる市場機会の価値

➡ **年間12兆ドル**

2030年までに世界で創出される雇用

➡ **約3億8000万人**

出典: PwC2015年調査, Better Business, Better World, Business & Sustainable Development Commission

### 2030年の自社の姿を考えてみましょう

- ◆ 企業の存続のためには、今から2030年をにらみ、何にシフトしなければならないのかを考える必要があります
- ◆ SDGsはそのきっかけを与えてくれ、ビジネスで取り組むべき課題をわかりやすく示してくれているのです

・大企業や自治体も、価格のみでは発注・調達先を決められなくなる  
・中小企業も、現在の調達先、取引先から対応を求められることは必至

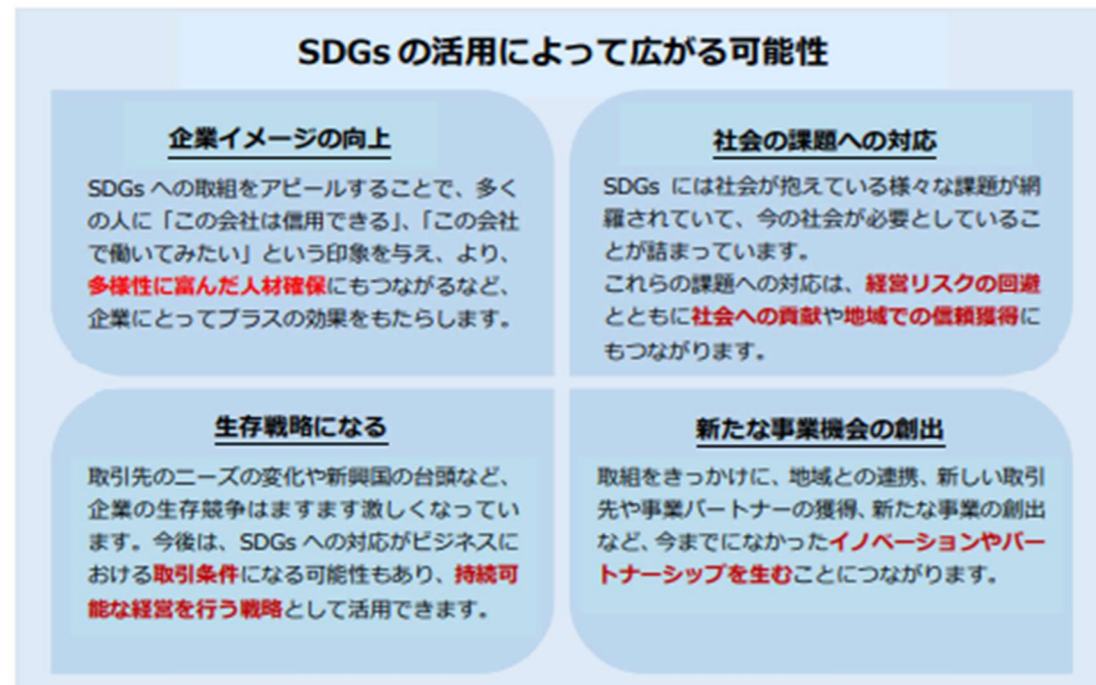
### 《第五次環境基本計画とSDGs》

2018年4月に閣議決定された第五次環境基本計画では、SDGsとパリ協定が採択された**2015年**を「**転換点**」として捉えており、SDGsの考え方も活用して複数の課題を統合的に解決することが重要であるとしています (p.1)。

そして、目指すべき社会の姿から振り返って現在すべきことを考える「**バックキャスト**」の重要性を紹介するとともに、**SDGsの実現は、地域の課題解決にも直結**すると述べています (p.11)。

さらに、**多様な主体によるパートナーシップ**がSDGsの基本的な考え方であること示し、その充実・強化が必要不可欠であるとしています (p.19)。





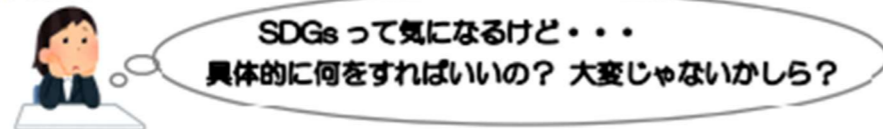
### 企業活動とSDGsのつながり

SDGsが関係するのはグローバルな取組だけではありません。企業が行う事業そのものはもちろん、普段から取り組んでいる節電や節水、社員の福利厚生など、企業が行う行動すべてがSDGsとつながります。



### SDGsを活用して持続可能な企業を目指そう！

SDGsのゴール・ターゲットを見ると、自社の取組とのつながりに気づきます。そこから、自社の強みは何であるかを改めて見直したり、SDGsに示された課題を解決できる**自社の潜在能力に気づく**ことができたりします。



持続可能な会社にするためには、今の社会のニーズだけでなく将来のニーズも満たすような事業展開が必要です。SDGsを掲げた企業経営によって、**持続可能な企業へと発展**していきましょう。

令和2年3月、環境省、「すべての企業が持続的に発展するためにー持続可能な開発目標(SDGs エスディーズ)活用ガイドー[第2版]」概要場及び本編抜粋  
<https://www.env.go.jp/policy/sdgs/>

## 2 新潟県SDGs推進企業登録制度の概要

### (1) 制度の趣旨

新潟県SDGs推進企業登録制度は、SDGsの達成に向けた取組を積極的に行う県内企業等を登録し、その取組を広く周知することにより、SDGsに取り組む県内企業等の裾野を拡大するとともに、県内企業等におけるSDGs推進の機運醸成や付加価値の向上、競争力強化などを図ることで、県内企業等におけるSDGsの普及を促進することを目的としています。

### (2) 登録の対象・要件・有効期間

#### ○登録の対象

新潟県内に事業所又は活動拠点を有し、かつ、新潟県内において事業活動を行う法人、団体(国及び地方公共団体を除く。)又は個人事業主で、登録要件を満たす事業者

※本社が新潟県内になくても登録は可能ですが、申請は本社の名称で行ってください。

#### ○登録の要件

- ・ 環境・社会・経済の3側面の取組及び目標を設定していること。
- ・ SDGs達成に向け、既に取り組んでいる又は登録後に取り組むこととしていること。
- ・ 県税等租税公課の滞納がないこと。
- ・ 新潟県暴力団排除条例(平成22年新潟県条例第52号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

※登録の要件の具体的確認は、申請書の様式第1号～第4号により行います。

#### ○登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から3年間です。

ただし、登録の日から1年を超えるごとに、進捗状況の公表・報告が必要です。

(4 登録後の進捗状況報告参照)

(3) 登録のメリット

現在、登録事業者が得られるメリットは以下のとおりです。

県内に主たる営業所を有する事業者に限るメリットなど、細かい要件がある場合もありますので、詳細は各制度をご確認ください。

また、各種メリットは、本制度の趣旨に応じて、各制度において、本制度登録事業者にメリットを与えることとしているものですので、予告なく変更される場合もあります。ご承知おきください。

1	登録証の交付	新潟県SDGs推進企業に登録されたことを証明する登録証を交付
2	ロゴマークの使用	新潟県宣伝課長「トッキッキ」が入った本制度専用のロゴマークを使用可能（商用目的不可）
3	SDGsにいがたホームページ等への掲載によるPR※	登録企業をSDGs推進官民プラットフォーム「SDGsにいがた」のWEBサイト等で紹介
4	県建設工事入札参加資格審査加点	県建設工事入札参加資格審査において一定の要件を満たすと加対象 ※県内に主たる営業所を有する場合に限る
5	地域貢献地元企業の認定要件として設定可能	地域保全型工事の指名競争入札の指名対象となる地域貢献地元企業の認定要件として設定可能 ※県内に主たる営業所を有する場合に限る
6	県物品調達優遇	少額随意契約の契約の相手方となるよう努める。指名競争入札の指名業者に追加選定するよう努める。
7	「新潟企業情報ナビ」企業ページで本制度ロゴが掲載可能	県が運営する企業情報サイト「新潟企業情報ナビ」において、企業ページに本制度のロゴマークを掲載可能 ※サイトへの企業情報登録には別途手続が必要です。
8	魅力ある職場づくり応援資金	働き方改革等に取り組む企業を後押しする県制度融資が利用可 ※別途金融機関の審査があります。
9	クローズドマートの利用	登録企業の従業員はクローズドマート（賞味期限が近い食品等を販売するECサイト）の利用が可能 ※利用にあたっては、別途手続が必要です。

【※SDGsにいがたととは】

新潟県内におけるSDGsの理念の実現に寄与するために、新潟県内の産・官・学・民によるSDGsの達成に向けたあらゆる活動を支援・推進するプラットフォームを構築・運営しており、新潟県も構成員として活動しています。

【ロゴマーク】



【登録証イメージ】



(4) 必要な手続

本制度で、県内企業等が場面に応じて行うことが必要な手続は、以下の5種類です。  
なお登録の手続は無料です。

手続	必要な手続	実施時期
登録申請	様式第1号～第4号の提出	登録を新たに受けたい時
進捗状況の報告	以下について、自社のホームページ等で公表した上で事務局に報告。 ※公表は任意の形又は様式第5号を活用 (1) SDGs達成に向けた取組 (2) 2030年に向けた指標の進捗状況（現状値及び目標値） (3) SDGs17の目標のうち関連する項目番号・項目名	登録の日から1年経過ごと
登録更新申請	様式第1号～第4号の提出 ※登録申請と同じ	有効期間（3年）の満了までに登録取得が必要
登録変更申請	様式第6号の提出	事由が発生した時
登録の辞退	様式第7号の提出	事由が発生した時

(5) 「新潟県SDGs推進建設企業登録制度」(旧制度)との関係について

旧制度は、これまで建設業のみを対象としていたものですが、今回の「新潟県SDGs推進企業登録制度」(新制度)は、業種にとどまらず重要なSDGsの概念を踏まえ、その裾野を広げることを目的として創設しています。

旧制度の新規登録申請は令和8年6月30日をもって終了します。

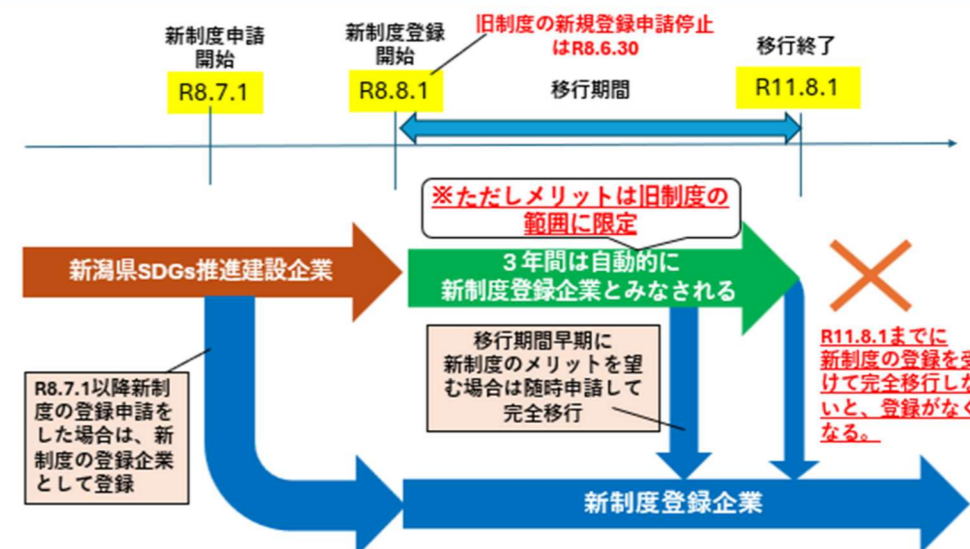
令和8年8月1日までに旧制度の申請または更新の申請を行った者は、3年間(令和11年8月1日まで)は、自動的に新制度の登録企業とみなされ、旧制度の範囲でメリットを受けることができますが、新制度は登録メリットが拡充されていますので、期限までの新制度への完全移行をご検討ください。

なお、期限や新制度移行までの間、旧制度登録事業者の報告、変更、辞退の手続は旧制度の手続によりますので、登録申請を除き、この手引きの手続は発生しません。

【ポイント】

- 旧制度登録事業者は、3年間(令和11年8月1日まで)は、新制度の登録事業者となる。
- ただし、メリットの範囲は、今まで旧制度で受けていた範囲
- 新制度のメリット全てを受けたい場合には、改めて新制度の登録申請が必要
- 旧制度のメリットの範囲であっても、3年間の移行期間を過ぎると、登録事業者ではなくなってしまうため、引き続き登録事業者となるためには、令和11年8月1日までに新制度の登録手続を経る必要がある。

新潟県SDGs推進建設企業登録制度(旧制度)の移行イメージ



- 新規申請はR8.6.30まで、更新はR8.8.1まで旧制度で可能
- 移行期間中は旧制度の更新申請の手続は不要 (R8.8.1時点で旧制度の登録を受けている者は、その有効期限をR11.8.1までとする)
- 完全移行 (新制度に申請し、新制度の登録を受ける) までは、変更・進捗報告・辞退・取消しの手続は、従前どおり旧制度で実施

※旧制度登録事業者のメリットの範囲

新制度のメリットと、旧制度登録事業者のメリットの関係は以下のとおりとなります。

1	登録証の交付	旧制度の登録証がそのまま新制度の登録証となります。 新規の発行はしません。
2	ロゴマークの使用	完全移行までの間、旧制度ロゴと新制度ロゴの併用が可能 ※次ページ参照
3	SDGsにいがたホームページ等への掲載によるPR	登録企業をSDGs推進官民プラットフォーム「SDGsにいがた」のWEBサイト等で紹介 ※旧制度HPのリンクを「SDGsにいがた」のWEBサイトに掲載
4	県建設工事入札参加資格審査加算	県建設工事入札参加資格審査において一定の要件を満たすと加算対象 ※県内に主たる営業所を有する場合に限る
5	地域貢献地元企業の認定要件として設定可能	地域保全型工事の指名競争入札の指名対象となる地域貢献地元企業の認定要件として設定可能 ※県内に主たる営業所を有する場合に限る
6	県物品調達優遇	適用なし
7	「新潟企業情報ナビ」企業ページで本制度ロゴが掲載可能	適用なし
8	魅力ある職場づくり応援資金	適用なし
9	クローズドマートの利用	適用なし

【新潟県SDGs推進建設企業登録制度登録事業者の使用可能ロゴ】

①完全移行前（R8.8.1～R11.8.1） ※移行期間満了前に、新制度に申請して登録を受けた場合は②



②完全移行後



※原則新制度ロゴで統一することになりますが、旧制度のロゴで簡単に差替えができない物品を作っている場合は、当分の間は使用を認めます。

### 3 登録申請

#### (1) 様式第1号「新潟県SDGs推進企業登録申請書」

(様式第1号)

新潟県知事 様

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

新潟県 SDGs 推進企業登録申請書

申請者 所在地  
名称  
代表者

新潟県 SDGs 推進企業登録制度実施要綱の規定により、新潟県 SDGs 推進企業として登録申請します。

#### 【登録企業の概要】

所在地	
名称	
代表者	
設立年	
従業員数	
営業所等	※本県が県外の場合のみ、新潟県内の営業所等の名称と住所を記載してください。

#### <必要書類>

- ・様式第1号
- ・様式第2号(要件1)
- ・様式第3号(要件2)
- ・暴力団の排除等に係る誓約書
- ・チェックリスト(提出用)

#### 担当者名(氏名・役職・電話番号・メールアドレス・ホームページURL)

担当者名・役職	
電話番号・メールアドレス	
ホームページURL	

※登録情報については、県及び(一社)地域創生プラットフォームSDGsにいがたのHPにおいて公表されます。

#### 【補足】

様式第1号は、申請書の表紙に当たる書類です。

#### ●申請者の所在地・名称・代表者

本県が県外である場合では、本県について記載してください。

#### ●登録企業の概要

本県が県外の場合は、本県について記載してください。

従業員数は、申請者のおおよその規模を把握するために記載いただいています。通常、対外的に公表している従業員数を記載してください。

「営業所等」の欄については、本県が県外である場合のみ記載してください。

#### ●担当者名

県内営業所等で、本申請を担当している担当者等、本件について確認事項があったときに、対応可能な連絡先について記載してください。

(2) 様式第2号「SDGs達成に向けた宣言書」

(様式第2号)

SDGs達成に向けた宣言書(要件1)

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日  
住 所  
名 称  
代 表 者

当社は、SDGsの内容を理解し、SDGs達成に向けた方針及び取組を下記のとおり宣言します。

記

SDGs達成に向けた経営方針等

3側面 (主な分野にレ)	SDGs達成に向けた重点的な取組	2030年に向けた指標
<input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 経済		
<input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 経済		
<input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 経済		

【記載留意点】

- ・上記については「SDGs達成に向けた経営方針等」を記載いただくとともに、(様式第3号)「SDGs達成に向けた具体的な取組」(要件2)に記載いただいた取組を踏まえ、「SDGs達成に向けた重点的な取組」を記載してください。
- ・指標は、原則として数値目標を記載してください。
- ・「環境」、「社会」、「経済」の**3側面の全てについて**重点的な取組を記載してください。該当する分野にチェックを入れ、取組が複数の分野にまたがる場合は、複数にチェックを入れてください。
- ・重点的な取組及び指標の進捗状況については、新規登録時は記入不要です。
- ・重点的な取組及び指標の進捗状況については、年1回進捗管理を行い、自社のHP等で公表するとともに、登録機関に対して別途報告をしてください。

【補足】

様式第2号は、SDGs達成に向けた基本的な経営方針と、SDGs達成に向けた取組のうち、特に重点的な取組等を記載するもので、この様式の記載内容が、様式第3号の記載内容と合わせてSDGsの取組に関する登録要件となります。(登録要件1)

●年月日、住所、名称、代表者

- ・日付は、申請日を記載してください。
- ・本社が県外である場合では、本社について記載してください。

●SDGs達成に向けた経営方針等

持続可能な開発目標であるSDGsの達成に向けた、企業・団体の経営(運営)方針、経営(運営)理念等について記載してください。

●3側面・SDGs達成に向けた重点的な取組

(様式第3号)「SDGs達成に向けた具体的な取組」に記載いただいた内容を踏まえ、SDGsの達成に向けて、重点的に取り組んでいく項目(目標)について、「環境」「社会」「経済」のうち、主な分野に✓(複数ある場合は複数✓)し、その取組内容を記載してください。

※項目と3分野の対応については、様式第3号を参照してください。

**※3分野すべてについて記載することが必須となりますので、それぞれ一つ以上必ず記載してください。**

●2030年に向けた指標

「SDGs達成に向けた重点的な取組」として記載した項目の2030年の指標について数値目標を設定し記載してください。







### 【補足】

様式第3号は、SDGs達成に向けた取組を項目ごとに整理して記載するもので、この様式の記載内容が、様式第2号の記載内容と合わせて登録要件となります。(登録要件2)

以下及び記載例を参考に、自社の取組内容を記載してください。

なお、様式第2号に記載するものは、この様式に記載した取組の中から、特に重点的に取り組むものとなります。

※ 様式中の「環境・社会・経済分野の区分」に記載済の○、「主なSDGs(17ゴール)関連項目」に記載済の●については、項目ごとに決まっているため変更しないようにしてください。

### ●記載事項

#### <取組レベル 基本(必須)項目>

- ・ 取組レベルが、基本(必須)と記載している項目(黄色網掛けの項目)については、項目の趣旨を踏まえた具体的な取組を実施していること、又は、今後実施予定であることが必要です。
- ・ この項目については、「取組事項に○をつけてください」という欄に○をつけて、「具体的な取組」欄に自社で取り組んでいる内容を必ず記載してください。
- ・ なお、業種や自社の体制を踏まえて、記載されている項目に該当する取組が、想定できない場合は、非該当の欄に○を入れて、具体的な取組内容欄にその理由を記載してください。

※ 例えば、化学物質を扱っていない事業者が、化学物質の管理について、【非該当】とするような場合がこれに該当します。

あくまで、業種や自社の体制上、取組が想定できない場合であって、裁量がある中で実施が難しいから実施しない場合は該当しません。

#### <取組レベル チャレンジ(任意)項目>

- ・ 項目名のとおり、該当する取組がある場合に任意で記載するもので、基本(必須)項目以外に追加で取り組んでいる又は実施予定である場合に記載してください。
- ・ 取組がない場合は、記載不要です。
- ・ この項目については、非該当のチェックは不要です。

### <上記以外で設定した取組項目>※任意

- ・ 基本(必須)項目、チャレンジ(任意)項目以外に独自で取り組んでいる項目があれば、記載してください。
- ・ 「独自に設定したSDGsに資する取組」欄には、基本(必須)項目などの「チェック項目」欄の記載を参考に、取組の趣旨や概略を、「具体的な取組」欄には、取組の詳細を記載してください。
- ・ また、SDGsのどのゴールに関連する取組なのか明示するために、「主なSDGs(17ゴール)関連項目」の対応する番号の中に●を記載してください。

事業規模や業種により、取組の内容や規模は全く異なるものになると考えています。

記載例を参考にしつつ、SDGsや各項目の趣旨を踏まえて、自社が実施できる取組を検討いただき、記載してください。

なお、登録要件(SDGs達成に向けた取組が示してあるか)の確認は行いますが、本制度は認証制度ではないので、取組内容についての認証や目標値の水準の審査は原則行いません。自社の状況を踏まえ、社内でSDGs推進について検討した内容で申請してください。







(4) 様式第4号「暴力団の排除等に係る誓約書」

(様式第4号)

暴力団の排除等に係る誓約書

年 月 日

新潟県知事 様

住所 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

新潟県SDG s登録事業者としての申請を行うにあたり、私(私を代表とする法人・団体及びその役員等)は、租税公課の滞納がなく、また、現在及び将来にわたって、暴力団又は暴力団員、暴力団関係者に該当することなく、法令等や公序良俗に反しないことを誓約します。

なお、本誓約に反したことにより、貴職が新潟県SDG s登録事業者の取消等を決定した場合は、その決定に従います。

【補足】

様式第4号は、租税公課の滞納がないこと及び暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことについて、誓約する書類です。

直接SDG s推進の取組に関する内容ではありませんが、これらも登録の要件となります。

●年月日、住所、名称、代表者氏名

- ・ 日付は、申請日を記載してください。
- ・ 本社が県外である場合では、本社について記載してください。

#### 4 登録後の進捗状況報告

登録を受けた事業者は、登録を受けた日から1年を経過するごとに毎年、自らのSDGs達成に向けた取組の進捗状況を公表し、事務局に報告する必要があります。

##### ●公表・報告の内容

- 登録時に、目標数値を設定し、様式第2号「SDGs達成に向けた宣言書」に記載した取組について、進捗状況の公表・報告が必要です。

3側面 (主な分野にレ)	SDGs達成に向けた重点的な取組	2030年に向けた指標
<input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 経済		
<input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 経済		
<input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 経済		

- 様式第2号に記載した「重点的な取組」「2030年に向けた指標」「指標の進捗状況」(登録時・現状値、取り組んでいる内容)について記載していれば、その掲載のフォーマットは自由ですが、様式第5号「SDGs達成に向けた取組及び指標の進捗状況報告書」を記載してそれを公表、報告する形でも差し支えありません。

- なお、これはあくまで必須な報告事項の範囲であり、これ以外に例えば、様式第3号「SDGs達成に向けた具体的な取組」に記載した取組について、自発的に状況を発信することは、全く問題ありません。

##### ●公表・報告の方法

- 公表・報告は

①自社のホームページ等に掲載すること

②掲載の内容・事実を事務局に報告すること

の2点が必要です。

- ホームページ等について、これは、自社のホームページのほか、SDGs達成に貢献する県内企業等とその取組を広く県民に知ってもらうため、不特定多数の方が見ることができる媒体での情報発信を必須要件としています。

- 自社ホームページがない場合は、SNS (Facebook、Instagram 等) での公表でも差支えありませんが、それらのいずれでも情報発信を行っていない場合は、登録要件を満たしませんので、ご注意ください。
- なお、SNS で発信する場合は、投稿数によってはSDGs推進に関する投稿が埋もれてしまう恐れがありますので、投稿をトップに固定する等、わかりやすい情報発信に努めていただくようお願いいたします。
- また、事務局への報告については、その公表画面のスクリーンショットなど、公表していること及び内容が分かるものを以下に提出してください。

##### 【提出方法】

公表していること及び内容が分かるものを以下のメールアドレス宛てに送付をしてください。

一般社団法人 地域創生プラットフォームSDGsにいがた (県事業受託団体)

メール: [sdgs@niigata-nippo.co.jp](mailto:sdgs@niigata-nippo.co.jp)

※ 不明点等がある場合は、上記メールアドレスのほか、次の電話番号にお問い合わせください。(電話: 025-385-7473)

(様式第5号)

年 月 日

### SDG s 達成に向けた取組及び指標の進捗状況報告書

所在地： \_\_\_\_\_  
 名称： \_\_\_\_\_  
 代表者： \_\_\_\_\_  
 登録年月日： \_\_\_\_\_

新潟県SDG s 推進企業登録制度実施要綱第6条の規定により、下記のとおり進捗状況を報告します。

三側面	SDG s 達成に向けた取組	2030年に向けた指標の進捗状況	関連する項目
環境		【登録時】 【現状値】 【目標値】	
社会		【登録時】 【現状値】 【目標値】	
経済		【登録時】 【現状値】 【目標値】	
その他		【登録時】 【現状値】 【目標値】	

#### 【補足】

前ページに記載したとおり、HP等で自社の取組の進捗状況を公表し、事務局に報告するに当たり、必要事項が含まれていれば、そのフォーマットは任意です。

様式第5号は、必要に応じて活用をしてください。

#### ●所在地、名称、代表者、登録年月日

登録している情報と同じ情報を記載してください。

異なる情報があれば変更届出が必要です。

#### ●SDG s 達成に向けた取組

1年間で実施した具体的な取組を記載してください。

取組の実態が確認できない場合は、取消となる可能性があります

#### ●2030年に向けた指標の進捗状況

上段に、指標の内容を、下段に各段階での数値を記載してください。

数値については、数値の横に「(〇〇年〇月時点)」と書くなど、いつの時点の情報かわかるように記載してください。

#### ●関連する項目

SDG s の17のゴールのうち、関連する項目番号を記載してください。

登録時に提出した様式第3号「SDG s 達成に向けた具体的な取組」の表を参照するとスムーズです。

※記載欄の幅など、書式は適宜調整頂いて差し支えありません。

## 5 登録更新申請

登録は、登録の日から3年間有効です。

登録を受けた事業者が引き続き登録事業者であるためには、3年を経過するまでに、登録の更新手続きが必要です。

- ※ 一か月前を目途に申請を行うようお願いいたします。
- ※ 更新手続きに必要な手続きは、登録申請の時と同じです。

## 6 登録変更届出

(様式第6号)

年 月 日

### 新潟県SDGs推進企業登録事項変更届出書

新潟県知事 様

所在地： \_\_\_\_\_  
 名称： \_\_\_\_\_  
 代表者： \_\_\_\_\_

新潟県SDGs推進企業登録制度実施要綱第9条の規定により、下記のとおり変更事項を届け出ます。

#### 記

項目	変更前	変更後
名称		
所在地		
代表者	氏名	
	職名	
連絡先	電話	
	E-mail	
ホームページURL		
SDGs達成に向けた具体的取組(重点的な取組を除く)	※該当ある場合、項目名のみ記載し、様式第3号「SDGs達成に向けた具体的取組」を添付してください。	

※変更があった項目のみ記入してください。

#### 【届出担当者】

氏名	
職名	
所属	
電話	
E-mail	

#### 【補足】

登録変更届出は、登録事業者の名称、所在地、代表者等に変更事項が発生した時に行う手続です。

SDGs達成に向けた取組については、様式第3号「SDGs達成に向けた具体的取組」に記載した取組のうち、指標を設定した重点的な取組(様式第2号「SDGs達成に向けた宣言書」に記載した取組) **以外**を変更する場合のみ、この手続の対象となります。

成果指標を設定した重点的な取組は、経年で数値の確認を行う性質のものであり、登録制度の本質的な要素となっていますので、お手数ですが、その内容を変更する場合には、改めて登録申請を行ってください。

なお、届出事項ではなくても、SDGsにいがたWebサイトで紹介している企業情報等に修正が生じた場合は、随時事務局までお知らせください。

#### 【提出方法】

記載いただいた様式を以下のメールアドレス宛てに送付をしてください。

一般社団法人 地域創生プラットフォームSDGsにいがた (県事業受託団体)

メール: sdgs@niigata-nippo.co.jp

※ 不明点等がある場合は、上記メールアドレスのほか、次の電話番号にお問い合わせください。(電話: 025-385-7473)

#### ●年月日

届出を提出する日を記載してください。

#### ●所在地・名称・代表者

届出を提出する日時点の本社の情報を記載してください。

#### ●変更事項

変更があった項目のみ変更前と変更後を記載してください。

連絡先は、登録申請時に記載した連絡先(担当者)について、記載してください。

SDGs達成に向けた具体的な取組に変更がある場合は、本様式では、該当の項目名のみを記載し、変更内容を反映した様式第3号「SDGs達成に向けた具体的取組」を添付してください。

※上に記載したとおり、指標を設定した重点的な取組(様式第2号「SDGs達成に向けた宣言書」に記載した取組)は変更届出の対象外です。

#### ●届出担当者

確認事項があった場合に、事務局から連絡する実務担当者について記載してください。

## 7 登録の辞退

(様式第7号)

### 新潟県SDGs推進企業登録辞退届

年 月 日付け第 号で登録の新潟県SDGs推進企業登録制度の登録について、下記の理由により辞退したいので届け出ます。

(辞退理由)

年 月 日

所在地:

名称:

代表者:

新潟県知事

様

### 【補足】

登録の辞退は、何らかの事情で、自ら登録事業者ではなくなることを申告する手続です。廃業や、県内事業所の廃止などが主に想定されます。

辞退を行う場合は、様式第7号「新潟県SDGs推進企業登録辞退届」を事務局に提出してください。

### 【提出方法】

記載いただいた様式を以下のメールアドレス宛てに送付をしてください。

一般社団法人 地域創生プラットフォームSDGsにいがた（県事業受託団体）

メール：sdgs@niigata-nippo.co.jp

※ 不明点等がある場合は、上記メールアドレスのほか、次の電話番号にお問い合わせください。（電話：025-385-7473）

### ●辞退理由

簡潔に辞退の理由を記載ください。

### ●年月日

届出日を記載してください。

### ●所在地・名称・代表者

登録されている情報（本社）について記載してください。